

おいらせ町の社会教育施設

令和2年1月1日現在

■公民館等

	名 称	住 所	電話番号
1	おいらせ町立中央公民館	中下田 159	0178-56-2251
2	おいらせ町立東公民館	上明堂 88-2	0178-52-2061
3	おいらせ町立北公民館	青葉二丁目 50-1395	0176-57-0033
4	おいらせ町みなくる館	下前田 145-1	0178-52-3900
5	おいらせ町立図書館	下前田 145-1	0178-52-3900
6	大山将棋記念館	下前田 144-1	0178-52-1411
7	おいらせ町創作の家	沼端 14-161	0178-56-4276
8	おいらせ町民具ふれあい館	中下田 125-1	0178-56-4276
9	おいらせ町民交流センター	中下田 125-2	0178-56-4711
10	おいらせ阿光坊古墳館	阿光坊 107-4	0178-20-0405

■小・中学校

	名 称	住 所	電話番号
1	おいらせ町立百石小学校	牛込平 20-2	0178-52-2458
2	おいらせ町立甲洋小学校	一川目四丁目 6-10	0178-52-3464
3	おいらせ町立下田小学校	舘越 38-1	0178-56-2250
4	おいらせ町立木内々小学校	染屋 101-7	0178-56-3562
5	おいらせ町立木ノ下小学校	青葉六丁目 50-184	0176-57-0222
6	おいらせ町立百石中学校	東下谷地 116	0178-52-2454
7	おいらせ町立下田中学校	立蛇 114-3	0178-56-2640
8	おいらせ町立木ノ下中学校	上久保 22-2	0178-56-2245

おいらせ町の文化財

令和2年1月1日現在

■国指定文化財

No.	名 称	指定種別	指定年月日
1	八戸地方えんぶり 百石えんぶり	無形民俗文化財	昭和54年2月3日
2	阿光坊古墳群	史跡	平成19年7月26日

■県指定文化財

No.	名 称	指定種別	指定年月日
1	聖観世音菩薩立像	彫刻	昭和56年4月18日
2	根岸の大いちょう	天然記念物	平成6年4月25日

■町指定文化財

No.	名 称	指定種別	指定年月日
1	日ヶ久保虎舞	無形民俗文化財	昭和51年11月1日
2	本村鶏舞	無形民俗文化財	昭和59年5月17日
3	本村獅子舞	無形民俗文化財	昭和59年5月17日
4	天神様のイチイ	天然記念物	昭和61年11月17日
5	カドのイチイ	天然記念物	昭和61年11月17日
6	天王様のイチイ	天然記念物	昭和61年11月17日
7	チョウエン坊塚のイチイ	天然記念物	昭和61年11月17日
8	下ノ家のケヤキ	天然記念物	昭和61年11月17日
9	阿弥陀八幡宮のケヤキ	天然記念物	昭和61年11月17日
10	神明宮の杉	天然記念物	昭和61年11月17日
11	氣比神社の杉	天然記念物	昭和61年11月17日
12	氣比神社のカシワ	天然記念物	昭和61年11月17日
13	天満宮のモミ	天然記念物	昭和61年11月17日
14	一里塚	史跡	昭和62年11月24日
15	馬頭観音のイチイ	天然記念物	昭和62年11月24日
16	三本木墓地のヒノキ	天然記念物	昭和62年11月24日
17	稲荷神社のヒノキ	天然記念物	昭和62年11月24日
18	天神様のヒノキアスナロ	天然記念物	昭和62年11月24日
19	法霊社のイタヤカエデ	天然記念物	昭和62年11月24日

おいらせ町の埋蔵文化財等包蔵地名一覧

令和2年1月1日現在

No.	遺跡名 (フリガナ)	遺跡名	所在地
1	タテコシダテ	館越館	沼端
2	ヌマハタイセキ	沼端遺跡	松原一丁目73-460
3	ギンコウヤマカッコイセキ	銀行山(1)遺跡	沼端14-184・161外
4	センガリダ イセキ	千刈田遺跡(表示なし)	千刈田11
5	ヒガシシモヤチカッコイセキ	東下谷地(1)遺跡	内山平74-723
6	ヒガシクホカイヅカ	日ヶ久保貝塚	沼端14-248外
7	ムカイタイセキ	向平遺跡	向平22-73
8	ギンコウヤマカッコニセキ	銀行山(2)遺跡	沼端14-184外
9	ヒガシシモヤチカッコニセキ	東下谷地(2)遺跡	東下谷地115-716外
10	シモヤチカッコサンイセキ	下谷地(3)遺跡	東下谷地45-1外
11	モモイヨウチエンイセキ	百石幼稚園遺跡	沼端14-127外
12	ヌマハカイツカ	沼端貝塚	沼端14-208外
13	ネギシイセキ	根岸遺跡	東下谷地
14	ムカイヤマカッコイセキ	向山(1)遺跡	向山
15	ムカイヤマカッコニセキ	向山(2)遺跡	向山
16	ムカイヤマカッコサンイセキ	向山(3)遺跡	向山
17	ジユウサンモリイセキ	十三森(1)遺跡	神明前
18	テンジンヤマイセキ	天神山遺跡	神明前
19	シモヤチカッコイセキ	下谷地(1)遺跡	西下谷地
20	フクベカッコイセキ	ふくべ(1)遺跡	瓢
21	フクベカッコニセキ	ふくべ(2)遺跡	瓢
22	フクベカッコサンイセキ	ふくべ(3)遺跡	瓢
23	シンメイマイイセキ	神明前遺跡	神明前105
24	チョツチョウホウスカフンホ	チョツチョウ坊塚墳墓	洗平
25	アライダ イッコイセキ	洗平(1)遺跡	洗平
26	アライダ イッコニセキ	洗平(2)遺跡	洗平
27	フクベカッコヨンイセキ	ふくべ(4)遺跡	瓢
28	シハヤマカッコイセキ	柴山(1)遺跡	瓢
29		欠番	
30	フクベカッコナナイセキ	ふくべ(7)遺跡	瓢
31	フクベカッコハチイセキ	ふくべ(8)遺跡	瓢
32	フクベカッコキュウイセキ	ふくべ(9)遺跡	瓢

33	シモヤチカッコニイセキ	下谷地(2)遺跡	西下谷地
34	タチジヤカッコイイセキ	立蛇(1)遺跡	立蛇
35	タチジヤカッコニイセキ	立蛇(2)遺跡	立蛇、中下田、西前川原
36	シモダダテ	下田館	館越
37	フルダテ	古館(表示なし)	館越
38	アコウホウイセキ	阿光坊遺跡	阿光坊105-43
39	ナカノタイイセキ	中野平遺跡	中野平下長根山1-138外
40	ムカイヤマカッコヨイセキ	向山(4)遺跡	向山2440-1外
41	キノシタイチリツカ	木ノ下一里塚	浜道89-7
42	ムカイヤマカッコイイセキ	向山(5)遺跡	向山2465-1外
43	ムカイヤマカッコクイセキ	向山(6)遺跡	向山
44	ジユウサンモリカッコニイセキ	十三森(2)遺跡	阿光坊
45	ムカイヤマカッコナイセキ	向山(7)遺跡	向山

※No.29 は欠番

おいらせ町社会教育計画検討委員会委員名簿

No.	選任区分	所属等	氏名	備考
1	社会教育委員	おいらせ町社会教育委員会議 委員長	百目鬼 正得	委員長
2	公民館運営審議会 委員	おいらせ町公民館運営審議会 副委員長	工藤 一雄	
3	図書館協議会 委員	おいらせ町図書館協議会 副会長	中尾 壽子	
4	文化財保護審議会 委員	おいらせ町文化財保護審議会 会長	津曲 隆信	副委員長
5	芸術文化関係団体 役員	おいらせ町文化協会 副会長	小向 恵子	
6	その他必要と認める者 (青少年健全育成関係)	おいらせ町青少年育成町民会議 副会長	村田 昭子	
7	その他必要と認める者 (青少年健全育成関係)	おいらせ町青少年育成町民会議 副会長	小笠原 牧子	

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

おいらせ町社会教育委員名簿

No.	選任区分	氏 名	町内名	備 考
1	家庭教育	奥 平 純 代	緑ヶ丘	
2	社会教育	浜 田 祐 子	一川目	
3	学識経験	田 澤 久仁於	根 岸	副委員長
4	学識経験	百目鬼 正 得	新 町	委員長
5	学識経験	高 橋 宏 典	曙	
6	学校教育	對 馬 匠	本 村	
7	社会教育	村 田 昭 子	豊 原	
8	社会教育 (公 募)	外 崎 充 子	向 山	
9	社会教育 (公 募)	吉 村 和 子	二川目	
10	社会教育 (公 募)	外 井 亜 希	若 葉	

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

○おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき、町に執行機関として置かれる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として法律又はこの条例により設置するものをいう。
- (3) 会長等 附属機関を代表する者又は附属機関の会務を総括する者として附属機関に置かれる会長又は委員長をいう。

(附属機関の設置)

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱等)

第4条 附属機関の委員は、法律に別に定めのあるものを除くほか、別表に掲げるもののうちから必要に応じ執行機関が委嘱又は任命を行うものとする。

2 附属機関の委員は、再任を妨げないものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した場合は、解任されるものとする。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の部会長、会議については、第5条から第7条の規定を準用する。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

2 第7条第5項の規定により附属機関の会議に出席した委員以外の者に対し、別に定めるところにより謝礼金を支払う。

(守秘義務)

第10条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めがあるものを除くほか、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則（平成30年12月20日条例第35号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関 ※抜粋

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町社会教育委員会	<p>(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。</p> <p>(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に対して意見を述べること。</p> <p>(3) 前2号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。</p>	10人以上 内 (公募による者を含む)	<p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(3) 学識経験を有する者</p> <p>(4) その他教育委員会が必要と認める者</p>	2年	<p>(1) 委員長 委員の互選</p> <p>(2) 副委員長 委員の互選</p>	社会教育・体育課
おいらせ町社会教育計画検討委員会	おいらせ町社会教育計画の策定における、重点項目及び主要事業の骨子（素案）等の検討をすること。	若干名	<p>(1) 町の社会教育委員</p> <p>(2) 公民館運営審議会委員</p> <p>(3) 図書館協議会委員</p> <p>(4) 文化財保護審議会委員</p> <p>(5) 芸術文化関係団体役員</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p>	2年	<p>(1) 委員長 委員の互選</p> <p>(2) 副委員長 委員の互選</p>	社会教育・体育課



第3次おいらせ町社会教育中期計画

発行 おいらせ町教育委員会
〒039-2289 青森県上北郡おいらせ町上明堂 60-6
TEL 0178-56-4276 FAX 0178-56-4268
発行月日 令和2年3月
編集 おいらせ町教育委員会 社会教育・体育課